

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集 堀内六郎
責任者
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1982年7月25日発行
第14巻 第7・8合併号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.14 No.7・8 合併号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

北 欧 よ り 帰 っ て 思 う

In Homecoming from The "NORDIC"

宮内庁式部官 武 田 龍 夫

Master of Ceremonies of Imperial Household Tatsuo Takeda

5年半のデンマーク在勤を終えて宮内庁出向となり現在変身への過程を通過中である。つい数ヶ月前まで二国間通商やEC関連貿易問題で右往左往していた記憶もすでに過去の深淵に沈み落ちてしまった実感である。これまでスウェーデン2回デンマーク1回計15年を北欧で暮らし、この間本省で北欧を担当してきたいわば北欧屋の私も、今回は暫らく北欧の渦中より脱け出て外側から北欧を見直し得る好機会を得たこととなる。つまり対象の外から対象を考え直すことが出来るという意味である。いわば思考のバランスを再検討する良い機会だということである。一例をあげよう。北欧から女王陛下が訪日されたことがある。或大新聞は「童話の国よりの女王訪日歓迎」の社説を掲載、その要旨が北欧紙に転載された。しかしその国の有力政党スポークスマンから半ば抗議の書簡が到着した。他の国と同様にインフレ、失業、経営赤字、政治不安、社会病理に苦しんでいるのに「童話の国からの女王」とはあまりにも無知ではないか、というものだった。私はこんな例を数多く見聞してきたのである。これが吾への欠陥なのである。本来国際認識は多音階的構造を有すべきものである。この意味で理性的な報道と論評を主体的に選別することをすすめたい。例えば北欧はこれまで富裕な高度福祉国家であった。よし外交軍事の基本政策が違っても社民党政権下で50~60年代の福祉社会の黄金時代を有してきた。しかし福祉の充実につれて皮肉にも各種の病根がいっせいに吹き出してきた。二度の石油ショックによる

経済危機がこれを鋭角的に拡大した。労働生産性の停滞、脱税背景の地下経済の肥大、人間不信を基盤とする社会病理の増殖、福祉体系の後退乃至見直し等を抱える多難な時期に入ったのである。しかもバルト海の波は高く(ソ連原潜事件)、国防力充実をめぐる国内意見の分裂(デンマーク)、或は原子力発電をめぐるかってない国論の対立(スウェーデン)、更に親ソ中立ケッコネン大統領の退場(フィンランド)と反核労働党の敗北と保守政権の登場(ノールウェー)等と、これまで安定してきた北欧国家群の内外は深刻な動揺を経験しようとしている。私は単眼的に理想化された北欧ではなく、吾々と同様に苦しみや悩みをもつ隣国として、これまでよりも距離を置いた醒めた目でこれらの敬愛する国々を研究してゆきたいと考えている。

目 次

北欧より帰って思う……………武田 龍夫…	1
スウェーデンの選挙制度、選挙運動、選挙資金、議員候補者指名手順等の概要……………松下 正三…	2
(スウェーデン社会研究所設立十五周年記念講演会)……………	4
スウェーデンに見る平和の生きざま……………岡野加穂留…	
オンブズマンによる国政査察……………潮見憲三郎…	
(紹介)スウェーデンの1982年総選挙運動を通してみられる主要な政治的争点……………グンボル・ヒルデン…	5
スウェディッシュ・インスティテュート会長来日…	7

スウェーデンの選挙制度、選挙運動、選挙資金、議員候補者指名手順等の概要

Outline of the systems about the member of parliament in Sweden

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松下 正 三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

9月の第三日曜(19日)に行われる議会選挙を控え、ご参考までにスウェーデンの選挙制度、選挙運動、選挙資金、議員候補者指名手順等の概要をご紹介します。

1 選挙制度(主として1975年に発効した新憲法による)

全国を28の選挙区に分ける大選挙区制の完全な比例代表制である。1866年次降続していた2院制が廃止され、1971年から1院制に移行した。議員定数は当初350名であったが76年の選挙から349名となった。選挙は3年毎に、その年の9月の第3日曜に行われ、即日開票される。

投票権は満18歳以上の者に与えられる。被選挙権も同様である。議員定数349議席のうち、310議席は各選挙区において12%以上の得票のあった党に割り当てられる。12%に達しなかった党でも全国集計で4%以上の得票のあった党に残りの39議席が割り当てられる。

註 (1)比例代表制に関し、新憲法作成のための調査委員会において、個人(候補者)を対象に投票する制度を採用すべきであるとの意見も出た由であるが、結論は、議席に現行制度以上に国民の意志を反映させ、同時に、選挙本来の目的に係わりのない事情(財産、スポーツ、芸能等による人気等)が選挙の結果に影響しない制度を見出すことは極めて困難である、ということになった趣である。(前記調委の答申より)

(2) 定数を350から349に減らしたのは、1973年の選挙で与党175名(社会党156名、共産党19名)、野党175名(中央党90名、保守の穏健連合党51名、自由党34名)という全く予想もしなかった事態が発生したためである。事実、賛成175、反対175という結果が屢々発生し、抽せんによって裁決が行われた。共産党が与党となっていたのは、社民党と連立内閣を組織したのではなく、閣外協力の形であった。それも社民党との間に特別な協定があったのではなく、社民党の政策が共産党の政策に最も近かったので、好むと好まざるに拘らず、結果的に協力関係が出来上ったのである。これが社民党側の説明である。

(3) 過去100年以上続いた2院制が廃止された理

由としてスウェーデン側では次のように説明している。

(イ) 第一院(150議席)も第二院(議席230名)も権限が全く同じで、第一院を通過しても第二院で否決されると、両院合同で採決されることとなり存在の意義に乏しい。

(ロ) 第一院は国民の直接選挙ではなく、州議会議員の互選によって指名されていたから、直接には民意を反映していない。その上第一院は任期8年(毎年 $\frac{1}{8}$ づつ改選)で期間が長すぎる。

(ハ) 任期を4年から3年に減らしたことについては、「現在のように社会、経済情勢が急速に変化しつつある時代においては、その時々を民意を反映させるのに4年では期間が長すぎる。」との説明である。

2 選挙運動

比例代表制をとっている当国では有権者は党を対象に投票するのであるから、日本で見られるように候補者個人を宣伝する選挙運動は見られない。

選挙を控えて講演会の開催、ラジオやテレビでの討論は盛んに行われるが、党のPRにとどまり候補者自身のPRはしない。

有権者には党本部作成のPR資料が配布される。

当国には民営のラジオ・テレビ局はなく、重要な立合演説会、党別の政見発表等は主として公営のスウェーデンラジオ・テレビ局を通じて行われる。同局は国民の利益において積極的に選挙広報活動に協力している。勿論無料である。各党首が出席して行われる最終討論会は選挙日の直前の金曜日に行われる。地方の公民館、映画館等で行う場合は有料で、経費は通常イニシアティブをとった党が負担する。

3 選挙費用

(1976年現在、統計が古くて申訳ないが傾向として知って戴ければ幸いである。)

当国では選挙費用に関する法律はない。支持者、業界等からの献金に関する法的規制もない。しかし、法的基準を設けるべきであると新聞等で問題

として取上げられたことがあるので、各政党は、そのような規制を避けるため自発的に公表している。

現在政党の選挙費用ならびに経常費は次の方法によって賄われている。

- (1) 国庫よりの補助（別途寄稿の予定）
- (2) 党員から徴収する党費（社民党は年間一人50クローネ）
- (3) 各種労働組合から献金（主として社民党の場合）
- (4) 支持者、業界からの献金（主として保守政党の場合）

9月の総選挙を控えて各政党本部の財政状況は次のとおり（Dageus Nyheter 紙の調査による、76年1月25日同紙記載）

社民党	36百万 kr	
内訳	900万 kr	労組より
	110万 kr	抽籤、プレスサービス、機関紙の広告収入等
	320万 kr	党費
	2260万 kr	国庫補助
中央党	17百万 kr	
内訳	80万 kr	抽籤、プレスサービス、機関紙の広告収入等
	200万 kr	繰越し蓄積
	40万 kr	党費
	1370万 kr	国庫補助
穏健連合党（保守）	18百万 kr	
内訳	500万 kr	企業及び個人献金
	100万 kr	抽籤、プレスサービス、機関紙の広告収入等
	190万 kr	繰越し蓄積
	120万 kr	党費
	800万 kr	国庫補助
自由党	9百万 kr	
内訳	40万 kr	抽籤、プレスサービス、機関紙の広告収入等
	100万 kr	繰越し蓄積
	60万 kr	党費
	720万 kr	国庫補助
共産党	5百万 kr	
内訳	10万 kr	各種収入
	20万 kr	党費
	470万 kr	国庫補助

上記のとおり、中央、自由、共産の各党にあっては国庫補助が党収入の大半を占め、社民、穏健連合の場合も国庫補助が収入の最も大きな源泉となっている。

4 各選挙区に割り当てられる議員定数の定め方（国税庁担当官の説明による）

(1) 各選挙区に割り当てられる議員定数は有権者数に比例して決定される。一定限度以上に有権者数の増減があれば、これに伴って議員定数も増減する仕組である。但し、議員の総数は変わらない。

(2) 議員定数は次のように定められる。

先づ、全国の有権者数を全国の選挙区から選出される議員総数310で割って議員一人当りの有権者数を割り出す。

次に、当該選挙区の有権者数を、前記1人当りの有権者で割るとその選挙区の議員数が算出される。

(3) 実際には多くの端数が出るので幾人かの議席が残ることになる。残った議席は端数の多い方の選挙区から順次割り当てる。

(4) 計算はすべて選挙の主管官庁である国税庁で行い、割り当ては自動的に実施される。

5 議員候補者指名手順

（社民党のヴェテラン議員A氏の説明による）

(1) 候補者に指名される者のリストの作成は前記28の選挙区単位に行われる。各選挙区の党理事会または党会議は候補者リストを作成するための委員を任命する。通常その選挙区の党理事会がそのまま候補者リスト作成委員会となる。

(2) 委員会は選挙区内の各コミュニティ（全国に276ある）の党支部に対し候補者の推薦を依頼する。

(3) コミュニティの党支部委員は、その地域の党主婦クラブ、青年クラブ、キリスト教グループ（これらは社民党を側面的に支える三大組織である）の代表と協議のうえコミュニティとしての候補者リストを作成し、前記委員会に提出する。コミュニティリストの最右翼に名前が載っていれば、議員候補指名は間違いのないと言われる。

(4) 委員会は各コミュニティから提出された候補者リストを基礎とし、更に選挙区レベルの前記3団体の代表と協議のうえ、選挙区としてのリストを作成し、これを党本部に提出する。このリストが事実上そのまま党としてのその選挙区についての最終リストとなる。リストには議席の予想割当数の3倍程度の人数が記載される。

従って、多年の念願が叶って漸く候補リストに載せられても順番が上位でないと議席の獲得は不可能である。中間期の努力が認められて次の選挙に際し上位指名される例も多い。

(5) 議員候補に指名されることを望んだものは、学者等著名人は別として、先づ職場において自分の仕事を完全に果すことが第一条件、次に、職場及び社民党の例で言えばコミュニティ内の主婦クラブ、青年クラブ、キリスト教グループの会合や各種公聴会等で積極的に発言し存在を認められることが第二の条件である。次いで、コミュニティ議員、理事（議員兼特別職行政官）、州議会議員理事を経て国会議員候補に指名されるのが普通の行き方である。（終）

スウェーデン社会研究所設立十五周年 記念講演会の講演要旨

去る5月25日に行われた標記の講演会については前号でご紹介しましたが、その折の岡野、潮見両先生の講話の要旨を以下にご紹介いたします。

スウェーデンに見る平和の生きざま

——北欧デモクラシーと非核地帯——

Conditions on the Peace in Sweden

-Scandinavian Democracy & Nuclear-Free Zone

明治大学教授 岡野 加穂留

Prof. kaoru Okano

スウェーデンでは、平和時に非同盟政策・戦争時に完全中立政策を堅持し、ナポレオン戦争以来、170年余に亘って、この外交政策は不変である。その根底には、ヨーロッパ政治の厳しい現実主義を見据えた「針ねずみ外交」の伝統がある。つまり、思想の多元主義と、政治的自由を容認しない軍事的侵略主義には、敢然と武器をもって戦う国民的合意を背景とした「総合防衛」政策がある。この計画の積極的推進者となったのは、1932年から1976年まで政権党であった社会民主労働党である。現在も、そして、これからも第一党の座を保持していくことは間違いない。

北欧諸国は、福祉国家といわれる。スウェーデンはこの中で、世界最初の福祉社会建設のスタートを切った国。高度工業社会の後にくる脱工業社会に組織的に適応するための、看板倒れではない密度の濃い新しい参加社会＝「共同参加社会」の構築に取り組んでいる。つまり、21世紀社会の「ミパスポート」になりうる政治社会の理論の実践化への道である。

スウェーデンの対外政策の基本は、核保有国の大國意識とそのエゴイズムを否定し拒否するところにある。そのために国連を軸とした多数の国際機関に主体的に参加する「多辺主義」(マルチラ

テラリズム)政策に立脚している。南北問題についての積極的な態度や、軍縮に対する『パルメ委員会』(1981年12月・東京でも開催した)の平和思想は、ここからでてくるものである。つまり、多数の国々と平和外交を積極的に推進しながら、北欧ブロックに、非核武装地帯(ニュークリアー・ウィポンズ・フリー・ゾーン)を設置することにつながる。これは、スウェーデンばかりではなく、ノルウェー、デンマーク、フィンランドでも、強い国民的支持を得ている政治目標となっている。

発展途上国への援助は、地球の平和のためということであり、それを積極的に推進する政治姿勢の基本には、「福祉は物や金のみならず」というプロテスタンティズムに基づくキリスト教の「自己犠牲」的な厳しい社会倫理感と、政治家の理想主義的な使命感が、現実政策として具体的に展開されている事実を見逃してはならない。

北欧諸国の対外政策は、人道主義に立脚しているが、そうだからといって一色に塗りつぶされているわけではない。諸国間は「和而不同」(和して同ぜず)の、それぞれ国家としての独自性もっていることも見逃してはならぬ重要なポイントである。

オンブズマンによる国政査察

——主権者としての民衆による監視——

JO's Supervision of Administration and Judiciary - Fundamentals in

Ombudsman Concept

環境・社会政策研究所主宰 潮見 憲三郎

Mr. Kenzaburo Siomi

スウェーデンでは1809年にそれまでの「王の代

理人」を「国会の代理人」つまり民衆による行政

司法の外部からの統制という仕組みに変えた。この国会オンブズマンにならって最近世界中に同じような仕組みが広がった。その特色はいろいろ違う。議会に対して責任を負うスウェーデン型に近い例、行政の長に責任を負う例、また例えば消費者保護やマスコミ倫理、老人ケア施設など特定分野で働くオンブズマン等もある。そのほか行政相談や「市長への手紙」というような行政内部の部局としての活動もある。行政内の活動を除くいわゆるオンブズマンとそれに類する役職の例は、世界じゅうで50か国、150例（州や市も一例として算入）に及ぶ。それらの共通点は(1)民衆に奉仕するという最終目標、(2)民衆の苦情をきく、(3)不つごうを是正するための措置をとることにある。

スウェーデンの国政査察オンブズマンは、国会によって選任される独立職であって首相や大臣の指揮を受けない。ほとんどあらゆる公務員を監察の対象とし、その執務の適法妥当性を吟味し、場合によっては起訴する。

このオンブズマンに民衆な誰でも公務執行に対する苦情を申し立てることができる。原告適格も訴えの利益も問われない。その意味は、オンブズマンの任務は公務員の不当な行為の責任を問うことであって、その結果、行政が救済することになるが、オンブズマンは決して行政に付属する「救済機関」ではないということである。オンブズマンはまた自発的に職権調査に乗り出す。抜き打ち的に公的機関に現れる。例えばそれが公立老人ホームであれば必ず入所老人の話をきく。自から出かけてゆくという点でも、オンブズマンは裁判所や調停委員会が「訴えを待っている」と性質を異

にする。

オンブズマンは(1)却下、(2)調査したが問責せず、(3)調査の結果「意見表明」、「懲戒、免停職相当と通告」「起訴」(4)法令のほうを改めるよう政府議会に提案、という措置のどれかをとる。なお、オンブズマンの耳に入ったというだけで役所が自発的に見直して矯正措置をとることもある。

わが国にも導入できないかという問題については、何のためにどのような、と具体的に考える必要がある。私は四つの点に注目したい。一つは「主権者としての民衆の代理人」という点。必要なのは行政の代理人として苦情を処理する役人ではない。処理される側の民衆の代理人である。二つ「権利侵害を回復する仕組みであること。」わが国に差別はないというのは見かけ上のことであり、ことにそう考えるために復原装置がないがしろにされている。その意味で強者と弱者少数者が連帯する結節点としての市民運動は、それ自体「草の根オンブズマン」運動であり、自由民権運動という意味で国政査察オンブズマン機能を準備する。「官僚に責任をとらせる」こと。わが国の官僚は三つ優秀でお国のために一生懸命やっていると胸をはるがその割には責任をとる仕組みが弱い。今日もはや官僚は天皇の官吏ではない。四つ。スウェーデンのオンブズマンは投票数を正確に議席数に反映する国会選挙、民意を汲みあげる法律制定過程、それに情報公開などという「民主的諸装置の一環」として機能している。われわれの課題は、新しい憲法を実体化する努力のなかにその一環としてオンブズマンを組み込むことにあるといえる。

<紹介> スウェーデンの1982年総選挙運動を通して みられる主要な政治的争点

Election Year '82 : Major Political Issues as
the Swedish Campaign gets Underway

グンボル・ヒルデン
Gunvor Hildén

過去44年間において初めて3つの非社会主義政党が国会で多数を占め、政権を樹立し得た1976年の総選挙以来、スウェーデンの政治状況は変動の途をたどっている。

1976年以来、4つの異なった政府が誕生した。この頻繁な政権交代は、76年以降のスウェーデンの政治を特徴付ける三非社会主義政党間の歩調の乱れという事態に起因するものである。

政府

2、3の専門家は、来たるべき総選挙において社民党が50%以上の得票数を得るものと確信している。もしかりに社民党が政権の座につくとしたならば、それは共産党の無条件支持によらなければならないが、防衛その他をめぐっての違いがある。

一方非社会主義政党にとって組閣の問題は、極めて複雑な問題となっている。これまで、いわゆるブルジョア（非社会主義）政府のどれもが、選挙の間の三年間政権を維持することはできなかった。どの政党の党主が首相となるかは、すでに厳しい対立の源となっている。中央党のフェルディンは、おそらく首相の地位に留まるという考えを放棄しないとみる。また穏健統一党の新党主ウルフ・アデルションもまた、極めて短い期間（1979～81）しか政府に参加していないこと、これまで国会に議席を有したことがないことにもかかわらず、首相の座につくことを望んでいる。

昨春の政府内の分裂はなお、2つの政権政党（中央党、自由党）と穏健統一党との関係に影響を及ぼしているのである。

経済および雇用

選挙運動は、おそらく経済および雇用問題中心に進められるであろう。スウェーデンの経済問題、とりわけ国家財政において急増する赤字、低い産業投資などは、経済政策の転換を要求している。

非社会主義三政党は多かれ少かれ、一つのこと、すなわち財政支出の削減に同意している。しかし三党はそれぞれ異なったアプローチの仕方をしている。例えば穏健統一党は財政の引き締めを要求しているが、これは減税が労働および生産性を促進させるとする他の二党のアプローチよりも説得性がある。

社民党は、経済政策の点について非社会主義党を厳しく批判している。社民党によれば、政府は、一方では社会の最弱者を犠牲にし、他方では故意に失業を生み出す誤った方法の支出削減を行なっているという。

税金

1981年5月の政府危機以来、税金問題は政府と穏健統一党との間の争点の中軸となっている。穏健統一党は、中央、自由、社民の三党間で決定された合意を拒否し続けている。穏健統一党は、限

界税率の引き下げがあまりに小さく、また税金控除の最高限度はあらゆる公正の原則と経済バランスに反するものであると確信している。

一方政府と社民党は、税制改革は「公正」の追求という理由から必要であると唱えることによって、それに応えている。限界税率の引き下げは高収入の人々に利益をもたらすが、その場合、これらの人々が改革のために別途の税を支払うことこそが公正である、と三党は宣言するのである。

雇用者基金と株式投資基金

選挙運動における非社会主義三政党の切り札は労働組合の管理による雇用者基金（時にまた賃金労働者基金とも呼ばれる）の設立についての社民党の提案である。この提案に関する多様な改良案が近年提出されてきたが、最近の改良案も決して最終的なものではない。しかし非社会主義政党と経営者団体は、この基金が企業における労働組合の支配を許し、社会主義の導入を招くとして、強い反対の態度を表明している。

この問題は、一方では非社会主義三政党を結束させ、他方では社民党内部の意見の不統一を生み出す数少ない問題の一つであったので、非社会主義政党による合同選挙運動の声明書作成には便利であった。

社民党は、非社会主義政府によって現在の形式が導入された——スウェーデン銀行によって管理されている——部分的税金免除株式投資基金を批判することによって対応している。このシステムは、一定の範囲内で、政府が貯蓄する者もしくは企業の株を購入する者に助成金を支給するというものである。

このシステムは、貧しい人々が政府の緊縮政策の攻撃に耐えねばならない状況の中で金持ちを優遇としている、社民党はいう。

健康保険

社民党が選挙において重要な問題としているものの一つ（誰が政府を組織するかという問題や失業問題は別として）は、政府による健康保険給付の削減についての提案である。

公共社会保険事業所からの医療費（傷病手当給付）はまた、労働者と経営者の契約問題にも関わるので、傷病手当給付の削減の決定は将来の賃金交渉をさらに複雑化するであろう。

この状況下で、社民党勢力が大半を占める地方自治体や地方議会は、すでに、国の傷病手当の削減の十分な埋め合わせを労働者に提供することを望むという宣言を出している。しかし問題は、この埋め合わせに要する資金をどこから捻出するかということである。

スウェーデンが実質賃金の引き下げかあるいは据え置きを当てにしているような状況において、そのような埋め合わせに要する資金などほとんど残っていない、というのが政府の考え方である。

住宅

住宅建築を著しく増大させることは、経済の活性化に関する社民党案の中で重要な要素となっている。社民党は、失業中の建築労働者数が極めて多いこと、およびスウェーデンの住宅備蓄の更新の必要性を指摘している。何よりも第一にストックホルムにおいて住宅は不足している。

問題の鍵は急激に上昇する住居費である。社民党は、新しく建てられたアパートでは割引きによって家賃を引き下げの方針を持ち出している。

政府は、低所得者に対する高額な住宅手当を提案したが、全体としては住宅市場に対する国からの補助金も削減されている。

一方穏健統一党は、国からの住宅補助金を政府の政策以上に削減し、住宅の分野においてより純粋な市場経済を創造しようとする方針である。

防衛

概して、防衛問題はスウェーデンの選挙戦の主な材料とはならない。たとえ、各政党が防衛費をどのくらいのものとするかについて異なった見解を有していたとしても、防衛予算の大幅な削減を

常に望んでいる共産党を除いて——その相異は小さなものである。

平和

これまで、多くの西欧諸国に出現したような大規模な平和運動は、スウェーデンでは、相対的に小さな反響しか呼び起こさなかった。スウェーデンは核兵器の保有国ではなく、またいかなる軍事同盟の参加国でもない。結局、政治面におけるそのような運動の目指す標的が見当たらないのである。

平和問題は1982年の総選挙では、スウェーデンの諸政党にとっては決して重要な問題にはなりそうもない状況である。

世論調査

スウェーデンのいくつかの団体は、各政党がどのくらいの支持者を獲得しているかという世論調査を行なっている。こうした団体の一つはS I F O (スウェーデン世論調査研究所)と呼ばれているものであり、それによる調査結果は通常、信頼できるものとされている。最近のS I F Oの世論調査(4月発刊)は、次のようになっている。すなわち穏健統一党支持25%、中央党支持10.5%、自由党支持7.5%、社民党支持49.5%、共産党支持3.5%、支持政党なし4%という結果が出ているのである。読者は、この結果が9月の選挙後の社民党政権を暗示していることを読み取れるであろう。

(Gunvor Hildén; Election Year '82: Major Political Issues as the Swedish Election Campaign gets Underway, 'Current Sweden' No. 284 May 1982 より吉田道男要訳)

スウェディッシュ・インスティテュート会長来日

Chairman of the Board, Swedish Institute, Here



スウェーデン前文相、現スウェディッシュ・インスティテュート会長ローデ博士(Dr, Birgit Rodhe)が、休暇を利用して来日されたのを機会に、去る6月29日大使館のご厚意で当研究所および日瑞基金の役員との合同の懇談会をもった。

同女史は当研究所および基金に深い関心を寄せられ、この日の相互の意見交換は今後の日瑞文化交流に極めて有益であったと考えられる。

《SIPニュース》

対外政策についてのスウェーデン政府の声明

世界平和の責任の大半は、超大国にかかっているが、我々は、我々自身の役割を忘れてはならず、スウェーデンは、軍縮に積極的にとりくみ、戦争発生の際の中立を維持するべく、平時同盟不参加政策を確固として追求することによって世界平和に貢献するつもりであると、スウェーデン外務大臣ウーラ・ウルステン (Ola Ullsten) は、3月17日の国会 (Riksdag) での政府の対外政策声の陳述において述べた。

ウルステン氏はさらに、この政策は、国の資力との関係もあるが、強力な防衛力によってささえられなければならない。攻撃や侵略は非常に費用がかかるので、新しくスウェーデンの領域を開発する意志はない。

北欧地域は、最近とみに両陣営の注目を引くようになってきた。この一例がソビエト潜水艦のカールスクリーナ群島 (Karlskrona archipelago) 出現である。侵入者がこの時現行犯でつかまったとはいえ、このスウェーデン領海内への重大な侵害は単なる偶発事故と考えるべきではない。

軍縮は、超大国の敵対とは別にすすめられねばならない。このことはスウェーデンおよび他の政府の見解のみならず、武力競争という血迷った論理を拒否する健全な平和運動によってもますます強く主張されてきている。超大国の軍縮や制御さ

れた再軍備という試みを顧みると、いいかげんな努力、失敗に終わった期待、疑惑等のパノラマをみるようであるが、行詰りが打開されることが両陣営の共通の関心事なのである。

北欧非核武装地帯の問題について、ウルステン氏は、これはヨーロッパ軍縮努力の一段階と考えるべきであると述べた。また、このような地帯への関心は核戦力によって拡大されるという考えもあるにはあるが、それは他の様々な意見同様、結果的に核軍縮に結びつかないものである。一般に考えられている以上にバルト海には多くの核兵器が存在するという情報が流布しているが、そういった知識をふまえた上で、われわれは北ヨーロッパをおびやかす核兵力をさらに減じる努力をなすべきであろう。

政府声明によると、多国間協力の優先を軽視する合衆国や、不当な理由で国際開発協力をほとんど全く無覚するソ連の政策にみられるように、国際多国間協力は現在重大な危機の状態にある。

世界情勢に関して外務大臣は、ポーランド問題の進展、エルサルバドルに対する合衆国の政策、ソビエトのアフガニスタン攻撃を非難した。また、同氏は、世界不安の最も危険な温床と思われる西南アジアや南アフリカの情勢も分析した。

人権の軽視が、たいていの世界の敵対や紛争の原因である。我々は常に侵略についての新しい報告を受けている。我々がこれらを非難するとき、我々は同時に世界の緊張を軽減し、平和に向けて努力しているのであるとウルステン氏はしめくくった。

〈新刊紹介〉

早稲田大学社会科学研究所北欧部会編

『北欧デモクラシー — その成立と展開 —』

近年、スカンディナヴィア諸国に対する関心が急速に高まってきた。しかしいざ調べてみようとする、社会福祉中心に記述されたものはあっても、全体像を明らかにしたものは、まず見当らなかった。

本書はそうした人への手引書であり、専門書の役目を果たしてくれるものであり、北欧諸国の中におけるスウェーデンの位置づけをも明らかにしてくれるものである。

ちなみに、この書の構成は、①スカンディナヴィア主義の展開、②北欧の言語と文化、③北欧諸国の憲法構造、④北欧デモクラシーの政党政治、⑤北欧諸国のオンブズマン制度、⑥北欧の経済、⑦北欧における「学習社会」の7章から成っている。

スウェーデンをはじめ北欧全体に関する正しい理解を得るために、多くの方々に読まれてしかるべきものと考えられる。

(早稲田大学出版部刊・定価 2200 円)

昭和44年12月23日
フウコーラン
社会研究月報
昭和51年7月2日
発行第1巻第1号